明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○大保ダム関係鉱区禁止地域指定（公害等調整委二）　一
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三二三～三二五、三二八～三三〇）　二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三二六）　四
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三二七）　六
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　諸事項　八
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、特定計量器型式承認関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八
会社その他
会社決算公告　八

告示

○公害等調整委員会告示第二号

大保ダム関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年十月六日

公害等調整委員会委員長　大内　捷司

一　指定番号　指定第二四四号

二　指定請求公示の年月日　平成二一年九月三日（公害等調整委員会公示第二号）

三　請求者名　国土交通大臣

四　地域の所在地　沖縄県国頭郡大宜味村字田港、字押川、字根路銘、字大宜味、字饒波及び同郡東村字平良地内

五　鉱物の名称　鉱業法（昭和二五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部

六　地域の境界の表示　第四項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第一八号と第一号とを結ぶ直線

境界点の番号	位置 X座標(十)メートル	位置 Y座標(十)メートル	備考
1	七一、八六七	六三、九二九	表示の座標は、測量法（昭和二四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	七二、二三六	六四、二三〇	
3	七二、四六八	六四、六二二	
4	七二、三九九	六五、〇〇三	
5	七二、七六九	六五、二九三	
6	七三、四五三	六五、九四八	
7	七三、九〇八	六六、〇〇四	
8	七四、〇三九	六六、四三二	
9	七三、三八九	六六、四七一	
10	七二、三五二	六六、〇四八	
11	七一、九八四	六六、〇四〇	
12	七一、六三四	六六、八九二	
13	七一、一八五	六六、八九五	
14	七一、〇六七	六六、九五〇	
15	七一、五四五	六五、七八八	
16	七〇、七〇八	六五、三九四	
17	七〇、五八九	六四、六八〇	
18	七一、三四二	六三、九五一	